

令和3年(ネ)第73号 国家賠償請求控訴事件(令和5年3月16日判決言渡)

控訴人(一審原告) 小島喜久夫

被控訴人(一審被告) 国

判決要旨

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官大竹優子、裁判官吉川昌寛、裁判官戸畠賢太

【主文】

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1650万円及びこれに対する平成30年6月2
10 3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人の当審におけるその余の拡張請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1を控訴人の負担とし、
その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決の主文第2項は、この判決が被控訴人に送達された日から14日を経
15 過したときは、仮に執行することができる。ただし、被控訴人が1500万円の
担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

【事案の概要】

本件は、旧優生保護法に基づいて優生手術を強制されたとする控訴人が、被控訴
人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金3300万円(慰謝料300
20 0万円と弁護士費用相当損害金300万円)及びこれに対する遅延損害金の支払を
求める事案である(当審において請求額を1100万円から3300万円に拡張し
た。)。

原判決(札幌地方裁判所平成30年(ワ)第887号、令和3年1月15日言渡し)
は、控訴人の請求を棄却した。

【理由の要旨】

- 1 旧優生保護法1条は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという立

法目的を掲げているところ、これは、特定の精神疾患等を有する者を、そのことのみを理由として「不良」とみなした上、「優生上の見地」からその「子孫の出生を防止する」というものであり、個人の尊重を基本原理とする憲法の下においてはおよそ許容し難い、極めて非人道的な目的である。旧優生保護法 4 条ないし 5 条（以下「本件各規定」という。）は、その立法目的達成手段として、特定の精神疾患等を有する者に対し、本人の同意を要件とせず、医師の申請及び都道府県優生保護審査会の審査のみで生殖を不能にさせることができる旨定めていたものであるが、このような規定は、手術という高度な身体的侵襲により、子をもうけるか否かについて意思決定をする自由を侵害するものであって、特定の精神疾患等を有する者について差別的取扱いをするものであり、憲法 13 条、14 条 1 項及び 24 条 2 項に違反する。

したがって、国會議員が昭和 23 年に本件各規定を定める旧優生保護法を制定した行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法であり、上記制定をした国會議員には、少なくとも過失がある。

2 指訴人は、昭和 35 年頃に本件各規定に基づく優生手術を受けさせられ、違法な権利侵害を受けたのであるから、被控訴人に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害賠償請求権を有するものということができる。

控訴人が、優生手術によって高度な身体的侵襲を受けた上、これによって若くして生殖能力を不可逆的に喪失し、子をもうけるか否かについての意思決定をする自由を侵害され、著しい精神的苦痛を被ったものと認められること、上記手術を受けさせられたことを、平成 30 年 1 月に同様の手術を受けた女性が訴訟を提起したことを知るまで約 57 年間の長きにわたって、配偶者を含め誰にも伝えることができずに悩み続けてきたことなど、本件に現れた全ての事情を考慮すると、その精神的苦痛に対する慰謝料は 1500 万円とするのが相当であり、本件と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は 150 万円とするのが相当である。

3 (1) 控訴人は、強制的に優生手術を受けさせられ、上記の権利侵害を受けたので

あるから、その時点で、優生手術と相当因果関係にある全ての損害が発生した
ということができる。そうすると、除斥期間の起算点である「不法行為の時」
は、昭和35年頃（遅くとも同年中）の優生手術実施時であるといえる。

(2) 本件各規定による人権侵害の程度が強度である上、旧優生保護法は、昭和2
5 3年の制定から平成8年の改正まで約48年間にわたり効力を有し、本件各規
定に基づき、多数の優生手術が強制的に実施されていたこと、被控訴人は、國
の施策として、学校教育の現場においても優生思想を国民一般に広めていたこ
と、平成8年の改正後も、平成31年に一時金給付法が成立するまで、旧優生
保護法の本件各規定に基づく優生手術が適法である旨の見解を表明し、優生手
術を受けた者に対して被害救済のための措置をとらなかつたことからすると、
被控訴人が、違法な立法行為とこれに基づく國の施策により、優生思想を定着
させ、障害者に対する根強い社会的な差別や偏見を正当化・固定化し、助長し
たものということができる。そして、このような社会的な差別や偏見は、控訴
人が、配偶者や他人に上記手術を受けたことを打ち明けて、旧優生保護法の本
件各規定に基づく優生手術であったことを認識し、被控訴人に対して損害賠償
請求権を行使するために必要な情報を得ることを阻害したということができる。

このような場合に、控訴人について除斥期間の適用をそのまま認めることは、
著しく正義・公平の理念に反するから、時効停止規定（民法158条ないし1
60条）の法意に照らし、控訴人が、被控訴人に対して損害賠償請求権を行使
するために必要な情報を得ることが困難な状況が解消されてから6ヶ月を経過
するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当である。

(3) 控訴人は、平成30年1月30日頃、旧優生保護法に基づく優生手術を受け
たことが違法であるとして仙台地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起されたこ
とを知り、自分も同じ優生手術を受けたのではないかと考えて、配偶者に対し
て自らが受けた不妊手術のことを打ち明け、同年2月に弁護士に相談したこと
で、初めて控訴人が受けた手術が旧優生保護法に基づく優生手術であることを

認識し、被控訴人に対する権利行使が可能な状況になって、権利行使をすることが困難な状況が解消され、それから6か月を経過する前の同年5月17日に訴えを提起したのであるから、除斥期間の経過による権利失効の効果は生じない。

以上